

さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会規約

平成 19 年 5 月 16 日制定  
 平成 20 年 3 月 4 日改定  
 平成 24 年 5 月 10 日改定  
 平成 26 年 5 月 13 日改定

(名称)

第 1 条 この会は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会  
 (以下「シニア連合会」という。

(事務所)

第 2 条 シニア連合会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第 3 条 シニア連合会は、さいたま市シニアユニバーシティの卒業生  
 で構成されている各校校友会協議会（以下「各校協議会」と  
 いう）を統合し、相互の連絡提携を図ると共に、社会参加活  
 動等の自主的諸活動を促進し、会員相互の親睦を図ることを  
 目的とする。

(事業)

第 4 条 シニア連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行  
 う。

- (1) 各校協議会相互の連絡提携
- (2) 高齢者の社会参加と生きがいの普及啓発
- (3) 研修会、講演会、見学会及び文化祭等の開催
- (4) 会報の発行と世代間交流事業
- (5) その他シニア連合会の目的達成に必要な事業

さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会規約

平成 19 年 5 月 16 日制定  
 平成 20 年 3 月 4 日改定  
 平成 24 年 5 月 10 日改定  
 平成 26 年 5 月 13 日改定  
 令和 元年 5 月 14 日改定

(名称)

第1条 この会は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合  
 会（以下「シニア連合会」という。

(事務所)

第2条 シニア連合会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 シニア連合会は、さいたま市シニアユニバーシティの卒業生  
 で構成されている各校校友会協議会（以下「各校協議会」と  
 いう）を統合し、相互の連絡提携を図ると共に、社会参加活  
 動等の自主的諸活動を促進し、会員相互の親睦を図ることを  
 目的とする。

(事業)

第4条 シニア連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行  
 う。

- (1) 各校協議会相互の連絡提携
- (2) 高齢者の社会参加と生きがいの普及啓発
- (3) 研修会、講演会、見学会及び文化祭等の開催
- (4) 会報の発行と世代間交流事業
- (5) その他シニア連合会の目的達成に必要な事業

## 現行規約

(構成)

第5条 シニア連合会は、第3条の目的に賛同する各校協議会加盟各期会員をもって構成する。

2 シニア連合会に所属する各校協議会は、北浦和校、大宮中央校、東浦和校、大宮校、岩槻校、北大宮校とする。

(役員及び定員)

第6条 シニア連合会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名
- (6) 顧 問 2名以内

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 常任理事は、各校協議会より協議会の会長を含む4名を選出し、理事会の承認を得る。  
なお、会長職就任校は、常任理事1名を補充し5名とする。
- (2) 理事は、各校各期の卒業年次別校友会において選任された代表者1名とし、総会の承認を得る。
- (3) 会長、副会長及び会計は、理事会において常任理事より選出し、総会の承認を得る。
- (4) 監事は、会員の中から会長が委嘱する
- (5) 顧問は、会長が委嘱し、理事会の承認を得る

## 規約改定案

(構成)

第5条 シニア連合会は、第3条の目的に賛同する各校協議会加盟各期会員をもって構成する。

2 シニア連合会に所属する各校協議会は、北浦和校、東浦和校、大宮校、岩槻校、北大宮校とする。

(役員及び定員)

第6条 シニア連合会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名
- (6) 顧 問 2名以内

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 常任理事は、各校協議会より協議会の会長を含む3名を選出し、理事会の承認を得る。  
なお、会長職就任校は、常任理事1名を補充し4名とする。
- (2) 理事は、各校各期の卒業年次別校友会において選任された代表者1名とし、総会の承認を得る。
- (3) 会長、副会長及び会計は、理事会において常任理事より選出し、総会の承認を得る。
- (4) 監事は、会員の中から会長が委嘱する
- (5) 顧問は、会長が委嘱し、理事会の承認を得る

## 現行規約

### (役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員任務)

第9条 会長は、シニア連合会を代表し会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は、会務を統括し、会務を分担し、事業の促進調整する。
- 4 理事は、常任理事を支援し、事業の促進を図る。
- 5 会計は、庶務及び会計事務を行う。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 顧問は、会長の特命事項を行う。

### (代議員)

第10条 シニア連合会に代議員を置く。

- 2 代議員は、各校年初の会員数による比例代表制により選出され、その定数は、50名未満の校友会は1名、50名を超える校友会は2名とする。
- 3 代議員は、総会において第13条に掲げる事項を決議する。
- 4 代議員任期は、役員任期の例による。

## 規約改定案

### (役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員任務)

第9条 会長は、シニア連合会を代表し会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事は、会務を統括し、会務を分担し、事業の促進調整する。
- 4 理事は、常任理事を支援し、事業の促進を図る。
- 5 会計は、庶務及び会計事務を行う。
- 6 監事は、会計を監査する。
- 7 顧問は、会長の特命事項を行う。

### (代議員)

第10条 シニア連合会に代議員を置く。

- 2 代議員は、各校年初の会員数による比例代表制により選出され、その**期毎**の定数は、50名未満の校友会は1名、50名**以上**の校友会は2名とする。
- 3 代議員は、総会において第13条に掲げる事項を決議する。
- 4 代議員任期は、役員任期の例による。

## 現行規約

(会議の種別等)

第 11 条 会議は、総会及び、理事会、常任理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

(会議の構成・開催)

第 12 条 総会は、理事及び代議員をもって構成し、年 1 回 5 月に開催する。但し、代議員の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して総会開催の請求があったときは臨時総会を随時開催する。

2 常任理事会は、会長並びに常任理事をもって構成し、奇数月第 2 火曜日に原則として年 6 回随時開催する。

3 理事会は、理事をもって構成し、原則として年 1 回以上開催する。

4 会議は、会議構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

## 規約改定案

(会議の種別等)

第 11 条 会議は、総会及び、理事会、常任理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

(会議の構成・開催)

第 12 条 総会は、理事及び代議員をもって構成し、年 1 回 5 月に開催する。但し、代議員の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して総会開催の請求があったときは臨時総会を随時開催する。

2 常任理事会は、会長並びに常任理事をもって構成し、奇数月第 2 火曜日に原則として年 6 回随時開催する。

3 理事会は、理事をもって構成し、原則として年 1 回以上開催する。

4 会議は、会議構成員の過半数の出席がなければ成立しない。

## 現行規約

### (議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認
- (2) 役員承認
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要な重要事項

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画、報告及び予算、決算に関する事項
- (2) 総会の決議した事業の執行に関する事項
- (3) 役員選出
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他事業の実施に関する事項

3 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の立案
- (2) 関連団体との連携と調整
- (3) 事業計画の推進に伴う予算管理
- (4) 理事会に付議すべき事項

### (議決方法)

第14条 議案は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 シニア連合会の経費は、年会費（通常総会において定める）及びさいたま市補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

### (会計年度)

第16条 シニア連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 規約改定案

### (議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認
- (2) 役員承認
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要な重要事項

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画、報告及び予算、決算に関する事項
- (2) 総会の決議した事業の執行に関する事項
- (3) 役員選出
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他事業の実施に関する事項

3 常任理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の立案
- (2) 関連団体との連携と調整
- (3) 事業計画の推進に伴う予算管理
- (4) 理事会に付議すべき事項

### (議決方法)

第14条 議案は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第15条 シニア連合会の経費は、年会費（通常総会において定める）及びさいたま市補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

### (会計年度)

第16条 シニア連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 現行規約

(細則)

第 17 条 この規約による事業を円滑に実施するため、別に細則を定める。

(その他)

第 18 条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(附則) この規約は、平成 26 年 5 月 13 日から施行する。

### 規約 17 条による細則

第 1 条 規約第 4 条の事業を実施するため、総務部、企画部、広報部の 3 部を置く。

第 2 条 理事は各部の業務を分掌し、部長の職は原則として副会長が当たる。

第 3 条 総務部、企画部、広報部の分掌業務は次のとおり。

#### 1. 総務部

- (1) 各校協議会の総合調整に関する事
- (2) 会費の徴収、金銭出納簿の作成・管理（会計は、総務部長の指示により会計処理を行う）
- (3) 予算案・決算書の作成
- (4) 会議への提出議案の取り纏め及び会議の議事録の作成
- (5) 関係機関及び団体との連絡・提携に関する事
- (6) ボランティア活動の普及啓発
- (7) 会員名簿の作成

## 規約改定案

(細則)

第 17 条 この規約による事業を円滑に実施するため、別に細則を定める。

(その他)

第 18 条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(附則) この規約は、令和 元年 5 月 14 日から施行する。

### 規約 17 条による細則

第 1 条 規約第 4 条の事業を実施するため、**総務部、企画部の 2 部を置く。**

第 2 条 理事は各部の業務を分掌し、部長の職は原則として副会長が当たる。

第 3 条 **総務部、企画部**の分掌業務は次のとおり。

#### 1. 総務部

- (1) 各校協議会の総合調整に関する事
- (2) 会費の徴収、金銭出納簿の作成・管理（会計は、総務部長の指示により会計処理を行う）
- (3) 予算案・決算書の作成
- (4) 会議への提出議案の取り纏め及び会議の議事録の作成
- (5) 関係機関及び団体との連絡・提携に関する事
- (6) ボランティア活動の普及啓発
- (7) 会員名簿の作成

## 現行規約

### 2. 企画部

- (1) 文化祭並びに講演会等の企画・実施
- (2) レクリエーション活動の促進
- (3) クラブ活動の支援
- (4) 各校協議会より申請された助成事業の審査

### 3. 広報部

- (1) 会報「さくらそう」の発行
- (2) 各校協議会活動の情報収集と伝達
- (3) ホームページの作成に関する事項

## 規約改定案

- (8) 会報「さくらそう」の発行
- (9) 各校協議会活動の情報収集と伝達
- (10) ホームページの作成に関する事項

### 2. 企画部

- (1) 文化祭並びに講演会等の企画・実施
- (2) レクリエーション活動の促進
- (3) クラブ活動の支援
- (4) 各校協議会より申請された助成事業の審査